

令和4年5月23日

三次市地域振興部定住対策・暮らし支援課

ウクライナ人道危機救援募金箱設置期間の延長及び ウクライナ避難民支援金(寄付金)募集について

市では、ロシア軍のウクライナへの侵攻に伴い、人道支援、国際貢献の観点から、「ウクライナ人道危機救援募金」を実施しています。

戦闘が激化するウクライナへの支援を継続するため、日本赤十字社の募金の受付期間の延長に伴い、本市の募金箱の設置期間を次のとおり延長します。

また、ウクライナから市内に避難された方の生活を支援するため、一般財団法人三次国際交流協会と連携を図り、当協会を通じて寄付金の募集を行っていますので、併せてお知らせします。

1 ウクライナ人道危機救援募金箱設置期間の延長について

(1) 設置期間

当初：令和4年5月26日（木）まで

延長後：令和4年9月26日（月）まで

(2) 設置場所

市役所本庁1階中央玄関ロビー、各支所、水道局

午前8時30分～午後5時15分 ※土、日、祝日を除く

(3) 募金の送付先

日本赤十字社 ※一般財団法人三次国際交流協会を通じて送金

2 ウクライナ避難民支援金(寄付金)募集について

別紙のとおり

本件に関するお問い合わせ先



三次市地域振興部定住対策・暮らし支援課

(担当/呑谷・笹岡)

電話番号:0824-62-6242 FAX:0824-62-6235

E-mail: teijyu@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501三次市十日市中二丁目8番1号

ウクライナからの避難民に対する支援について

一般財団法人三次国際交流協会では、三次市と連携し、ウクライナからの避難を余儀なくされ、三次市に避難された方々の生活を支援するため、次のとおり支援の寄付金を受け付けています。

皆様のご協力をお願いします。

○ウクライナ避難民支援金（寄付金）募集

1 受付期間

当面の間

2 支援の対象

ロシアの侵攻により日本に避難され、三次市に住民登録したウクライナ避難民

3 使途

市内に在住するウクライナ避難民への一時金として支給します。

そのほか、ウクライナ避難民への支援に活用します。

※今後のウクライナからの避難民を受け入れる場合にも活用します。

4 寄附の方法

(1) 窓口へ持参

一般財団法人三次国際交流協会へ直接持参

【事務局】三次市定住対策・暮らし支援課（三次市役所東館3階）

(2) 専用口座への振込

金融機関名 三次農業協同組合市役所支店

口座番号 普通 0009561

口座名義 一般財団法人三次国際交流協会

(イッパンスァイダンホジシ ムヨシコサキウリウキョウカイ)

※ 受納書が必要な場合は、ご相談ください。

※ 一般財団法人三次国際交流協会への寄附行為については、法人税法第37条の損金不算入又は所得税法第78条の寄付金控除の適用が受けられませんので、ご了承ください。

【お問合せ先】

一般財団法人三次国際交流協会事務局

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市役所東館3階

三次市定住対策・暮らし支援課内

TEL:0824-62-6242 FAX:0824-62-6235

E-mail:teijyu@city.miyoshi.hiroshima.jp